

会津坂下町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年2月

会津坂下町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年11月末まで各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

その後も、継続して危険箇所について合同点検を実施し、道路管理者・警察署・学校関係者が連携を図りながら対応に向けた策を検討し、改善に努めて参りました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「会津坂下町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

通学路の安全確保を図るため、関係機関の連携により「通学路安全推進会議」を設置しました。

【構成機関】

- ①国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所
- ②福島県会津若松建設事務所
- ③福島県会津坂下警察署
- ④会津坂下町区長・自治会長会
- ⑤会津坂下町立小中学校長会
- ⑥会津坂下町PTA連絡協議会
- ⑦会津坂下町総務課、建設課、教育課

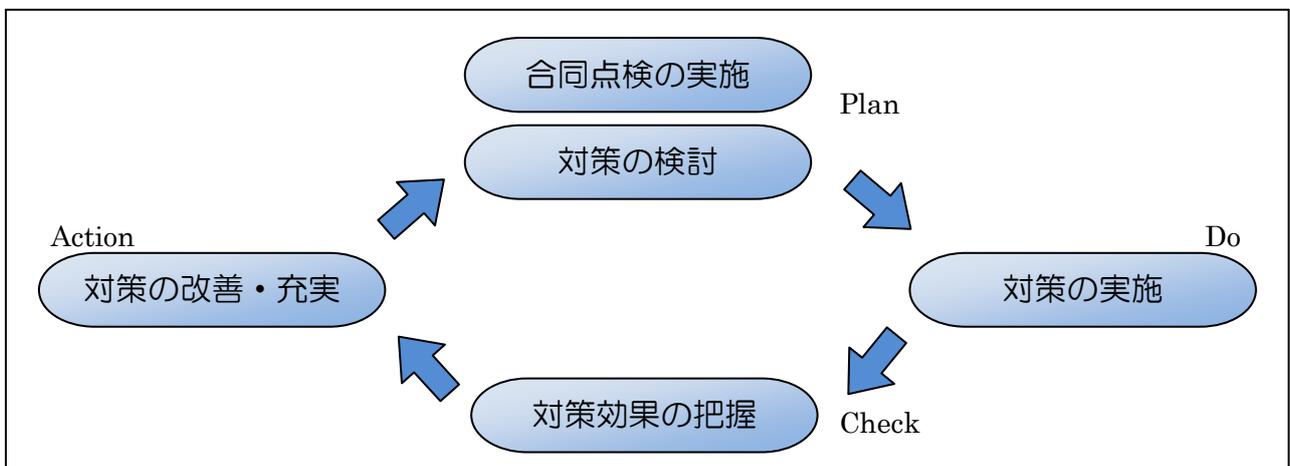
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を以下のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・各学校から収集した危険箇所をもとに、年1回、1学期の期間中に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に効果が上がっているのか、学校を通じた確認や現地の利用状況の確認により、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善を図るとともに、通学路安全推進会議において対策の成果と課題について検討し、安全確保の充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、町のホームページで公表します。

【別添資料】

- 別添① 対策一覧表
- 別添② 対策箇所図